

一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書類作成要領（測量・建設コンサルタント等）

林野庁・森林管理局

測量・建設コンサルタント等契約に係る資格審査の申請書類

様式1－1～1－3 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

様式2 技術者経歴書

様式3 営業所一覧表

様式4 登記事項証明書（略）

様式5 登録証明書等（登録を受けている場合）（略）

様式6 財務諸表類（略）

様式7 納税証明書（略）

付録 競争契約参加資格審査申請書変更届

様式1-1

01	1	新規	※02受付番号		※03 業者コード		※ 申請者 04 の規模		05 適格組 合証明	第	年	月	日	号
	2	更新												

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和 年度において、貴 で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

殿

06	本社（店）郵便番号		07	法人番号	
	フリガナ				
08	本社（店）住所				
	フリガナ				
09	商号又は名称				
10	役 職				
	フリガナ				
	代表者氏名		11	担当者氏名	
12	本社（店）電話番号		13	担当者電話番号	
					(内線番号)
14	本社(店) F A X 番号		15	メールアドレス	
16	電子入札用ICカードの登録番号				
17	(代理申請時使用欄) 申請代理人郵便番号				
	申請代理人	申請代理人住 所	申請代理人電話番号		
		申請代理人氏 名			

18	登録を受けて いる事業	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日
		測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
		地質調査業者	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
		土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

19	設立年月日（和暦）	20	みなし大企業
	明治 大正 昭和		☐ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない
	平成 令和		

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(注) ※欄については、記載しないこと（以下同じ）。

様式 1－2

※受付番号	
-------	--

※業者コード	
--------	--

21 測量等実績高

① 競 争 参 加 資 格 希 望 業 種 区 分	②直前 2 年度分決算		③直前 1 年度分決算		④ 直 前 2 ケ 年 間 の 年 間 平 均 実 績 高 (千円)	③申請を希望する部局															合計
	年 月 から 年 月 まで (千円)	年 月 から 年 月 まで (千円)	年 月 から 年 月 まで (千円)	年 月 から 年 月 まで (千円)		01 林 野 庁	02 北 海 道	03 東 北	04 関 東	05 中 部	06 近 畿 中 国	07 四 国	08 九 州	09	10	11	12	13	14	15	
測 量																					
土 地 家 屋 調 査																					
建設コンサルタント																					
建 築 士 事 務 所																					
計 量 証 明																					
地 質 調 査																					
補償コンサルタント																					
そ の 他																					
合 計																					

22 有資格者数（人）

様式1－3

※受付番号

※業者コード

23

建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																					補償コンサルタント業務							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
及び河川、海岸、砂・防海洋	空港、港湾及び	電力、土木	道路	鉄道	工業用水道	上水道及び下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	地方計画	都市計画及び地質	基礎、土質及びコンクリート	鋼構造及びトンネル	設備、計画、積算、施工	建設環境	建設機械	電気・電子	土地調査	土地評価	物件	機械、工作物	特殊補償	営業補償・	事業損失	補償関連	総合補償

24 自己資本額	区分	直前決算時 (千円)
	① (株主資本のうち外国資本)	()
	(株主資本のうち資本金)	()
	株主資本	
	② 評価・換算差額等	
	③ 新株予約権	
	④ 株式引受権	
	⑤ 計 (P)	

25 損益計算書	税引前当期利益(千円) (S)		
26 貸借対照表	① 流動資産 (千円) (m)		
	② 流動負債 (千円) (n)		
	③ 固定資産 (千円) (Q)		
	④ 総資本額 (千円) (R)		
27 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)		(%)
	② 流動比率 (m/n×100)		(%)
	③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)		(%)

28	1 外国籍会社 [国名:]	3 日本国籍会社 [国名:]
	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	(外資比率: %) [国名:] (外資比率: %)
29	① 創業	年 月 日
	② 休業期間又は 転(廃)業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	③ 現組織への変更	年 月 日
	④ 営業年数	(年)

30 常勤職員の数(人)	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④ 計	⑤役職員等

※ ⑤は④の内数

※受付番号

※業者コード

(種類)

技 術 者 経 歴 書

氏名	最終学歴		法令による免許等		実 務 経 歴	実務経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名称	取得年月日		
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月

記載要領

- 1 本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。
また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（ ）書きで当該営業所名を記載すること。
- 2 「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定
(例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)
- 4 「実務経歴」の欄は、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

様式 3

※受付番号		※業者コード	
-------	--	--------	--

営 業 所 一 覧 表

番 号	営 業 所 名 称	郵便 番号	所 在 地	電 話 番 号	営 業 区 域
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			

記載要領

- 1 本表は、申請現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本社又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「所在地」欄には、営業所の所在地を記載すること。
- 4 「電話番号」欄においては、市外・市内局番及び番号を「－」で区切り記載すること。

付録

令和 年 月 日
(申請森林管理局長等名)

殿

住 所 丁
商号又は名称
代表者氏名

登 録 番 号 :

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
①住所 ②商号又は名称 ③電話番号・メールアドレス ④代表者氏名 ⑤許可・登録等の状況			

2 変更事項に係る添付書類等

備 考 1 「申請森林管理局長等名」及び「登録番号」は、林野庁ホームページを参照すること。
 2 変更事項欄の該当する変更事項に○印を付すること。

[作成要領]

- 1 審査事務を一元的に行うので、申請書類はいずれか最寄りの森林管理局等（林野庁及び森林管理局をいう。以下同じ。）に原則として電子メールにより提出することとし、同一の申請書類を2以上の森林管理局等に提出しないこと。
- 2 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とする。
- 3 申請書（様式1）作成方法
 - （1）様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
 - （2）「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。

なお、（1 新規）とは、森林管理局等に対して過去に一度も申請を行っていないか、又は過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合をいう。
 - （3）「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合（以下、「適格組合」という。）について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
 - （4）「07 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載する。
 - （5）「08 本社（店）住所」から「17 申請代理人」までの各欄は、次により記載する。
 - ① フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないこと。
 - ② 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること（例：「東京都千代田区霞が関3－1－1」）。
 - ③ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること（例：「(株)千代田建設」）。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)

種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
記号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)

- ④ 「10 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること（例：「千代田 太郎」・「チヨダ タロウ」）。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

- ⑤ 「12 本社（店）電話番号」、「13 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと（例：「03-3581-1057」）。

なお、「14 本社（店）FAX 番号」欄については、記載不要とする。

- ⑥ 「15 メールアドレス」については、森林管理局等からの連絡に対応できるアドレスを記載すること。

なお、電子メールを使用できない場合は、「なし」と記載すること。

- ⑦ 「16 電子入札用 IC カードの登録番号」欄については、記載不要とする。

- ⑧ 「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。

- （6）「18 登録等を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。

- ① 測量業者・・・測量法（昭和 24 年法律第 188 号）55 条による登録を受けている場合。

- ② 建築士事務所・・・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合。

- ③ 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合。

- ④ 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合。

- ⑤ 補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合。

- ⑥ 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合。

- ⑦ 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条第 1 項による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）。

- ⑧ 司法書士・・・司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条第 1 項による登録を受けている場合。

- ⑨ 計量証明事業者・・・計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合。

- ⑩ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。

- （7）「19 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載する。

- （8）「20 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第

1 項第 1 号に規定する中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）は、「☐下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない中小企業者は「☐該当しない」にレ点を入れる。

(9) 「21 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

ア 「① 競争参加資格希望業種区分」欄には、業種区分に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）を記載する。

イ 「② 直前 2 年度分決算」、「③ 直前 1 年度分決算」及び「④ 直前 2 ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が 1 事業年度 1 回の場合には、「② 直前 2 年度分決算」及び「③ 直前 1 年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）。なお、「③ 直前 1 年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去 1 年間の決算を、「② 直前 2 年度分決算」とは直前 1 年度分決算の前の 1 年間の決算を、「④ 直前 2 ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

適格組合にあっては、適格組合の年間平均実績高（関係適格組合員に対する請負業務に係る実績高を除く。）と関係適格組合員の年間平均実績高（適格組合又は他の関係適格組合員に対する請負業務に係る実績高を除く。）との合計額とする。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

ウ 「⑤ 申請を希望する部局」欄については、複数の森林管理局等に申請を希望する場合に、同欄の枠内に希望する森林管理局等名を記載し、当該部局の下欄に「① 競争参加資格希望業種区分」欄に記載した競争参加資格希望業種ごとに○印を付する。

なお、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(10) 「22 有資格者数」欄については、常時雇用している技術職員のうち参加を希望する業種区分に応じた該当職員数を記載する。

なお、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(11) 「23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規定に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸	2	港湾及び空港	3	電力土木
4	道路	5	鉄道	6	上水道及び工業用水道
7	下水道	8	農業土木	9	森林土木
10	水産土木	11	廃棄物	12	造園
13	都市計画及び地方計画	14	地質	15	土質及び基礎
16	鋼構造物及びコンクリート	17	トンネル	18	施工計画、施工設備及び積算
19	建設環境	20	建設機械	21	電気電子

補償コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
22	土地調査	23	土地評価	24	物件
25	機械工作物	26	営業補償・特殊補償	27	事業損失
28	補償関連	29	総合補償		

(12) 「24 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

ア 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

適格組合にあっては、適格組合の自己資本額と関係適格組合員の自己資本額との合計額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。

イ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他の有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。

ウ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。

エ 「④ 株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載する。

オ 個人にあっては、「④ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。

(13) 「25 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(14) 「26 貸借対照表」の「① 流動資産」、「② 流動負債」、「③ 固定資産」及び「④ 総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(15) 「27 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

(16) 「28 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1、2、3のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、（

）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「1 外国籍会社」とは本店が海外にある会社を（例：外国籍企業の日本支店（〇〇日本支店、〇〇日本支社）等）、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を（例：外国籍会社の日本法人（日本〇〇、〇〇ジャパン）等）、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社を（例：日本企業と外国企業との合弁会社（日本〇〇、〇〇ジャパン）等）それぞれいう。

- (17) 「29 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

適格組合にあっては、適格組合及び関係適格組合員の営業年数の平均値（年未満切捨て）を記載する。

- (18) 「30 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

4 添付書類の作成方法

(1) 技術者経歴書（様式2）

この様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(2) 営業所一覧表（様式3）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表わすコードについては、下表のコードを用いること。

都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
00 全国	08 茨城県	16 富山県	24 三重県	32 島根県	40 福岡県		
01 北海道	09 栃木県	17 石川県	25 滋賀県	33 岡山県	41 佐賀県		
02 青森県	10 群馬県	18 福井県	26 京都府	34 広島県	42 長崎県		
03 岩手県	11 埼玉県	19 山梨県	27 大阪府	35 山口県	43 熊本県		
04 宮城県	12 千葉県	20 長野県	28 兵庫県	36 徳島県	44 大分県		
05 秋田県	13 東京都	21 岐阜県	29 奈良県	37 香川県	45 宮崎県		
06 山形県	14 神奈川県	22 静岡県	30 和歌山県	38 愛媛県	46 鹿児島県		
07 福島県	15 新潟県	23 愛知県	31 鳥取県	39 高知県	47 沖縄県		

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(3) 登記事項証明書（様式4）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出する。（（8）の項参照）

(4) 登録証明書等（登録を受けている場合）（様式5）

3－（6）の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。

（（8）の項参照）なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(5) 財務諸表類（様式6）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(6) 測量法第55条の8による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出した者である場合には、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類の添付を省略することができる。

建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、様式2、様式3、様式4、様式5及び様式6の書類の添付を省略することができる。（（8）の項参照）

(7) 納税証明書（様式7）

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。（（8）の項参照）

ア 様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出することとする。

様 式	証 明 の 内 容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙 第 9 号書式その 3 の 2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」 について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙 第 9 号書式その 3 の 3	「法人税と消費税及び地方消費税」につ いて未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙 第 9 号書式その 3	未納の税額（申告所得税（個人の場合）、 法人税（法人の場合）、消費税及び地方 消費税）のないことの証明書	○	○

イ 納税証明書の対象

個人の場合・・・申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税

※できる限り「◎」のついた証明書を提出すること。

※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）
場合には、受け付けることができない。

(8) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的
な方法により複写したものであり、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

(9) 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をす
る権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する（押印は不要とする）。

5 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を
記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本及び身元証明書並びに納税証明書については、証明書等
に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付す
る。
- (4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏
事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して
得た額を記載する。

6 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、
監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。